

札幌市文化芸術活動再開支援金交付要綱

札幌市文化芸術活動再開支援金（以下「支援金」という。）の交付については、札幌市補助金等の事務取扱に関する規程（昭和36年訓令第24号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

（支援金の目的）

第1条 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている文化芸術活動（公演・展示）において、劇場、ホール、ライブハウス、ギャラリー等の施設使用料に係る支援金を交付することにより、文化芸術に携わる方々（文化芸術活動を行う市民、芸術家、施設関係者等）の活動再開を支援し、市内文化芸術活動の早期の復興を目的とし、さらに、その活動の復興により、市民の文化芸術の鑑賞機会を確保することを目的とする。

（支援金の対象者）

第2条 次条に規定する対象施設を運営する者が、支援金の交付を受けることができる。

（対象施設）

第3条 対象施設は、次のとおりとする。

- (1) 札幌芸術の森、本郷新記念札幌彫刻美術館、札幌コンサートホール、札幌市教育文化会館、札幌市民交流プラザ、札幌市民ギャラリー、札幌市資料館、時計台及び豊平館
- (2) 一般的に公演を行う会場として認知されている札幌市内の公立及び民間立の、劇場、ホール、ライブハウス等であって、次のアからカまでの全て（オについては、飲食を提供するライブハウス等に限る。）に該当するものとして、施設を運営する者からの申請に基づき市長が認定したものの。
 - ア 利用料金が明示されていること
 - イ ステージを常設していること
 - ウ 座席があること
 - エ 収容人数50人以上であること
 - オ 食品衛生法等の許可を受けた施設であること
 - カ 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分にとられていること
- (3) 一般的に展示を行う会場として認知されている札幌市内の公立及び民間立の、美術館、ギャラリー等であって、次のアからウまでの全てに該当するものとして、施設を運営する者からの申請に基づき市長が認定したもの。
 - ア 前号ア及びカに該当すること
 - イ 室内床面積30㎡以上であること

ウ 他の目的業種と併設の場合は、展示スペースが独立していること

(4) その他、施設を運営する者からの申請に基づき市長が認定したもの

2 前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は支援金の対象施設とはならない。

(1) 役員等（施設の経営者が個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等をいう。以下この項において同じ。）が札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成25年条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められる施設

(2) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第1号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる施設

(3) その他、市長が適当でないと認める施設

（対象施設の認定等）

第4条 前条第1項第2号及び第3号の申請は、市長が定める日までに、別に定める様式により、申請書を市長に提出することにより行うものとする。

2 市長は、前項の規定により提出された申請書及び関係書類について、内容その他必要な事項を審査し、対象施設として認定するか否かを決定し、別に定める様式により、申請者に通知するものとする。

（支援金の交付の対象となる公演・展示）

第5条 支援金の交付の対象となる公演又は展示は、前条に規定する対象施設で実施されるものであって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 令和3年3月16日（火）から令和4年3月15日（火）までに実施されるもの

(2) 文化芸術の振興を図る、不特定多数の観客を対象とした実演により表現される音楽、舞踊、演劇、古典芸能、演芸、その他の芸術・芸能の公演又は絵画、工芸、彫刻、版画、陶芸、書道、写真、その他の芸術の展示

(3) 令和2年10月16日時点で過去3年以内に不特定多数の観客を対象とした活動実績がある者の公演又は展示であること（但し、一般的に公演又は展示を行う会場として認知されており、利用料金が明示されている施設での活動実績に限る。）

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大防止措置を十分に行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付の対象としない。

(1) 政治的又は宗教的な普及宣伝等を目的とする活動

(2) 暴力団若しくは暴力団員が行う活動又は暴力団若しくは暴力団員が実質的に関与していると認められる活動

- (3) 国又は地方公共団体が主催する事業
- (4) 市が別途第6条で支援金の対象とする施設の使用料を補助する事業
- (5) 国又は地方公共団体から第6条で支援金の対象とする施設の使用料について助成等を受ける活動
- (6) 第2条に規定する支援金の対象者が自らの対象施設で主催して行うもの
- (7) その他市長が支援金を交付することが適当でないと認めるもの

(支援金の対象経費)

第6条 支援金の算定に係る対象経費は、使用する施設の使用料（同一施設で実施される公演又は展示に連続するリハーサル、設営、後片付け等に係る使用料を含む。また、付帯設備、機器及び備品使用料を含み、テクニカルスタッフ等の人件費、ピアノ調律等の役務費、舞台設営等の委託料及び電気料等の光熱水費等は含まない。）とする。

(支援金の交付限度額)

第7条 支援金の額は、前条の対象経費の額の2分の1を限度とし、かつ、公演にあつては1日につき50万円、展示にあつては1週間につき50万円を上限とする。

(支援金の交付申請)

第8条 第3条に規定する対象施設を運営する者は、市長が定める日までに、別に定める様式により、申請書を市長に提出するものとする。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された申請書及び関係書類について、内容その他必要な事項を審査し、速やかに支援金の交付の可否を決定するものとする。

(交付決定等の通知)

第10条 市長は、前条の規定により支援金の交付の可否を決定したときは、速やかに、別に定める様式により、申請者に通知するものとする。

(支援金の実績報告)

第11条 交付決定の通知を受けた者は、市長が定める日までに、別に定める様式により、報告書を市長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定通知)

第12条 市長は、前条の報告を受けた場合には、当該報告に係る実施結果が交付決定の内容及びこ

れに付した条件等に適合するものであるかを審査し、適正であると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、別に定める様式により、交付決定者に通知する。

2 審査の結果、対象経費が減額になった場合には、減額後の対象経費をもって第6条の規定を適用する。

(支援金の交付)

第13条 市長は、前条第1項の規定による通知をした者に対し、支援金を交付するものとする。

(現地調査)

第14条 市長は、第2条に定める支援金の対象となる施設及び第3条に定める支援金の要件となる公演・展示の状況等について、関係職員に現地調査を行わせることができる。この場合、支援金の対象者となる施設及び支援金の要件となる公演・展示の主催者等は当該調査に協力しなければならない。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、第9条の規定による交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金の交付決定を受けたとき
- (2) 法令又はこの要綱に違反したとき
- (3) 第11条に定める報告書の提出がないとき
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が交付決定の取消しが必要と認めるとき

2 市長は、交付決定に関して前項各号のいずれかに該当することについて疑義がある場合は、当該交付決定を受けた者及び当該支援金の要件に関わる者（公演・展示の主催者等）を調査し、若しくは報告を求め、又は関係機関へ照会することができる。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付決定を取り消した場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第16条 市長は、第9条の規定により支援金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援金の交付決定の全部または一部を取り消し、またはその決定内容若しくは条件を変更することができる。ただし、支援事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りではない。

(支援金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により交付決定の取消しを行った場合は、既に交付した支援金の一部又は全部を返還させる。

2 市長は、前項の規定により支援金の一部又は全部の返還させる場合は、書面により、交付決定者に通知するものとする。

(その他)

第18条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民文化局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年10月21日から施行する。

附 則 (令和3年3月9日改正)

(施行期日)

1 この改正要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 施行の日前になされた申請に係る支援金については、改正前の要綱を適用する。

(期間)

3 この要綱は、令和4年3月31日をもって廃止する。

附 則 (令和3年5月18日改正)

(施行期日)

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。